

ギリシア民主政思想研究の新視点

——ヘーロドトスの「支配権を真ん中に置く」をもとに——

名 和 賢 美

はじめに

ヘーロドトス『歴史』三巻八〇—八二におけるペルシア人貴族による論争は、まとまった形としては現存史料最古の政体論⁽¹⁾として有名であるが、その議論の短さと貧弱さのために、ギリシア政治思想においてさほど重要視されずにきた。そしてどちらかと言えば、この政体論はその真贋についての研究の方が盛んであったと言ってよい。ペルシア人貴族による三つの提案自体が、果たして本当になされたものなのか。ペルシア人にそうした見解を持つ者がいたのか。それとも、ヘーロドトスの作り話であったのか。主にこうした点に関心が持たれ、数々の論争がなされてきた。⁽²⁾だが、一見発端としての価値がなさそうなヘーロドトス

の政体論には、古代ギリシアの民主政(*δημοκρατία*)を理解しようとする上で、「国事を真ん中に置く」という注目すべき表現が見られる。その一文はこれまで、ヘーロドトス政体論研究でもデーモクラティアー思想研究でも、ほとんど脚光を浴びることがなかった。

デーモクラティアーが考察される際、さらには *democracy* が論じられる場合においても、デーモクラティアーは語源的にはデーモス(*δῆμος*)とクラトス(*κρατος*)の合成語という理解の上で議論が進められる。そしてこの前提をもとに、その合成された語それぞれが何を意味するのか、また両者はどのような関係にあるのかを論じるのが一般的傾向である。⁽³⁾また、近年の古代ギリシア史研究は、デーモクラティアーを機能主義的観点からとらえようとす

るのが主流である。⁽⁴⁾ 彼らの説明はその政体が運営・維持されていた制度分析が中心であり、この政体がギリシア人にとって現実となる以前、つまりアルカイック期に関する言及がほとんどないと言ってよい。だが、ギリシア人がなぜデーモクラティアーを樹立したのか、彼らがどのような意図で何を求めるが故に他でもないこの政体を選択したのかを理解するためには、デーモクラティアーという言葉自体が出現し流布する以前、その政体が他の政体に取って代わる過程のアルカイック期にこそ、焦点を当てる必要がある。⁽⁵⁾ 確かに、デーモクラティアー思想の起源をたどることは、史料的に大きな制約を受けるが、限られた史料を用いていくつかの研究も試みられてきた。しかし、そうした研究はイソノミアー (*isonomia*)⁽⁷⁾ やイセーゴリアー (*isegoria*) などのイソス (*isos*) の合成語を頼りに、それらがデーモクラティアーの理念を表すという立場であった。⁽⁸⁾ これに対し、本稿ではこれまでさほど目に留められることのなかった「支配権を真ん中に置く」という表現に注目する。こうした表現は、ヘーロドトスの著作においてアルカイック期後半の四つの出来事への言及において使用されている。各箇所における文脈を踏まえると、その表現は新政体設立、

とりわけデーモクラティアーとの関わりが深いように思われる。⁽⁹⁾ それ故、本稿は「支配権を真ん中に置く」という言い回しとデーモクラティアー設立が同一視できるか、という問題について議論の大半を注ぐことになる。ここで、デーモクラティアーという語自体を定義しておくべきであろう。だが、ヘーロドトスにおいてデーモクラティアーとその動詞形は四度 (名詞は6.43.3と6.130.1、動詞は4.137.2と6.43.3) 見られるだけであり、これらを通しては僭主政との対比を示す以上のことを断言できそうにない。⁽¹⁰⁾ そこで、デーモクラティアーとは「市民全体がポリスの運営において支配権を持っている (*kratos*) 政体である」という Robinson の定義を借用する。⁽¹¹⁾ そして彼の定義をもとに、「支配権を真ん中に置く」という表現がデーモクラティアー設立を意味するの否かについて検討する。ヘーロドトスにおいてこうした言い方は四度出てくるが、最も決定的に現れるのは政体論中の一文 (3.80.2) である。そこで、まず第一節において他の三例 (3.42.3; 4.161.3; 7.164.1) で見られるその表現を調べ何らかの理解を得たうえで、第二節において政体論の一文の検討に向かい、双方の結果を合わせ、提起した問題を検証する。

もし「支配権を真ん中に置く」という表現がデーモクラティアー設立を意味するならば、その表現が具体的に表す内容を探ることによって、デーモクラティアーの根本原理の理解を試みるのが可能となるであろう。この観点は、イソスの合成語によってとはとらえることのできなかった重要な(ある意味では当然とみなされていた)概念を明らかにするはずである。それ故本稿は、ヘーロドトス政体論を詳細に解釈することも彼自身の政治思想を追うことも主眼にはしていない。ヘーロドトスにおける「支配権を真ん中に置く」という表現を分析する方法をとり、ギリシア世界で浸透していたデーモクラティアーに関わる思想を探ることが主たる目的となる。言い換えれば、ヘーロドトスを理論家として読むのではなく、彼と同時代にすでに広まっていた用語使用の証人として読むのである⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

第一節 ギリシア三ポリスにおける用例

さて、政体論以外に出てくる「支配権を真ん中に置く」と同様の表現は、六世紀中頃から五世紀初めのギリシア諸ポリス(サモス、キュレーネー、コース)に関する文脈で用いられている。これら三ポリスは、Robinsonによるア

ルカイック期デーモクラティアー事例研究の対象である⁽¹⁴⁾。彼の史料分析結果によれば、ヘーロドトスの言及するキュレーネーの政体はデーモクラティアーであった。他の二ポリスは史料的に断言はできないが、その可能性が高いという⁽¹⁵⁾。もっとも、本稿の研究態度からすると、これらポリスの史実性はさほど注意を払うことではない。それよりも、ヘーロドトス自身がデーモクラティアーを念頭において「真ん中に置く」という用語を採っているのかどうかの方が問題となる。この点に留意しつつ、いかなる文脈でその表現が使われているのか確認してみよう。

1 キュレーネー

三ポリスにおける記述の中で年代が最も古いのは、デーモナクスによるキュレーネーの政体改革(416B.C.)である。キュレーネー第四代王アルケシラオース二世の時代、王は弟たちと不和となり、ついにはリビアとの戦争(五五五―五五〇年)にまで発展し、キュレーネーが大敗する。兄弟のしこりはその後も残り、王が殺害され王位はその子バットス三世に引き継がれた。この時ポリスの情勢安定を求めて、「どのように政体を設立すれば最もよく治めるこ

とができるか⁽¹⁶⁾」デルポイへ神託伺いが派遣される。巫女は、当時よく治められていたマンティネイアから「政体改革者(katartōn)」を連れてくるように、と答えた。キュレーネー人の要請を受けて、マンティネイアは市民の中で最も信頼できるデーモナクスを送り出す。彼はキュレーネーに着くと二大改革を行った。一つは新部族の編成であり、もう一つをヘーロドトスは次のように伝えた。

τοῦτο δὲ τὸ βασιλεὺς βαρὺ τεμένεια ἐξέλαυν καὶ ἱκανοῦς, τὰ ἀλλὰ πάντα, τὰ πρῶτον ἐχόν of βασιλεὺς, ἐς μέσον τὸ δῆμον ἔθηκε. (4.161.3)

他方で彼は、聖域と祭司職をバットス王に残して、以前王達が持っていた他の全てを市民全体の真ん中に置いた。バットス三世は祭司という地位になり、他の権限すべて、すなわち「政治権力と裁判権全て」は「市民全体の真ん中に」置かれた。この政体はバットス三世存命中は保たれたが、その子アルケシラオース三世はデーモナクスの改革が気に入らず、結局は支配権を手中に収めた。このように六世紀中頃キュレーネーにデーモクラティア⁽¹⁹⁾が成立していたことについては否定的な見解が多い。他方で Robinson は、アリストテレースによるキュレーネーのデーモク

ラティア⁽²⁰⁾への言及 (Arist. Pol. 1319b19-23) を、デーモナクスの改革と同一の出来事と考え、その政体をデーモクラティアとみなす。

だが史実性はどうあれ、この記述から次のことが確認できる。すなわち、神託伺いを派遣したのがバットス三世ではなくキュレーネー人であっただけでなく、彼ら自身が新政体を設立するつもりであった⁽²¹⁾。しかも、デルポイの巫女の返答では政体改革者という語が用いられている。また、デーモナクスの改革により成立した新政体において、王権が宗教的職務に制限され、他の権限全てが置かれたのは「市民全体の真ん中」であった。さらには、彼の改革の記述はクレイステネースへの言及 (6.131.1) を思い出させる。それによれば、彼がアテーナイで行ったのは部族再編と「デーモクラティア設立 (τὴν δημοκρατίαν καταστήσας)」である。また、デーモナクス (Δημόναξ) という名前自体もデーモクラティアを匂わせているように思われる⁽²²⁾。

2 サモス

続いて、五二二年頃なされたサモス僭主マイアンドリオスの演説 (3.142.3-4) に目を向ける。この前後ではダー

レイオス王時代のペルシア軍サモス攻略が言及され、その記述の中に一つの挿話(3.142-143)が挟み込まれている。それはマイアンドリオスが「人々の中で最も正しい人になろうとしたが、なれなかった」(3.142)という話である。ペルシア軍襲来時マイアンドリオスはサモスの支配権を握っていたが、実は僭主ポリュクラテースが国外訪問中の代理僭主にすぎなかった。ところが、ポリュクラテースが訪問先で殺害されてしまう。その知らせを受けた代理僭主は、自由の神ゼウスの神域を設けた。それから、彼は「全市民の(παῦται τῶν ἀσπῶν)」集会を開いて、支配権放棄を宣言する。

「あなたたちも知っているように、私にポリュクラテースの王笏と権力すべてが任されている。私は今あなたたちを支配することができる。だが、私が隣人に非難するであろうことを私自らは力の及ぶ限り行うつもりはない。というのは自らと同等の人々を支配していた(ὁμοῦ-
καὶ ἀδικοῦν δικαιοῦν ἐαυτῶν)ポリュクラテースも、そのようなことを行う他の誰も、私にはよいと思われないからである。今やポリュクラテースは彼自身の運命を果たした、他方で私は支配権を真ん中に置いて、あなたたち

にイソノミアーを宣言する(ἐγὼ δὲ ἐς μέσον τῆς ἀσπῆς τῆς ἰσονομίας ὑμῶν προαγορεύω)。(3.142.3)

支配権放棄後マイアンドリオスが求めた地位は、自由の神ゼウスを守る祭司職である。⁽²⁵⁾彼はそれ以外の権力すべてをサモス市民の「真ん中に置こう」とした。結局のところ、マイアンドリオスは市民の「有力者テレサルコスに野次られたことをきっかけに考えを改め、僭主の地位放棄を思いとどまった。従って、サモスの政体が変わることもなかった。もっとも、以上のように五二年頃マイアンドリオスがイソノミアーを宣言したこと自体、ヘーロドトスによる作り話である可能性が高いとも考えられている。⁽²⁶⁾

だが私が注目するのは、僭主政に取って代わろうとした政体がデーモクラティアであった、とヘーロドトスが考えていたかどうかである。マイアンドリオスは、市民という平等な人々の中で特定人物が支配権を持つような政体に好意的ではなかった。そしてテレサルコスの野次によって、自らが望む政体に変革しても再び「別の誰かが僭主政を設立するであろう」と判断した。⁽²⁷⁾従って、「支配権を真ん中に置く」という表現は新政体への変革と考えられる。⁽²⁸⁾そして、演説中四度出てくる「あなたたち」という二人称複数

形が、特定の集団に対してではなく、出席している市民全体を指しているならば、支配権は「市民全体の真ん中に」置かれるはずだったことになるであろう。⁽²⁹⁾ しかも、その行為によってイソノミアの原理が敷かれることになる。また、僭主の地位にいたときの会計報告をせよというテレサルコスによる野次⁽³⁰⁾ (3.142.5) も、デーモクラティアーを想定させる。さらにヘーロドトスの個人的見解によれば、その行為は「正しいこと」であったことも認められる。

3 コース

最後にコースの記述は、クセルクセス来寇を知ったギリシア側の対応に関する記述中のエピソード (7.164.1) にみられる。クセルクセスの大軍がサルディースに到着した頃、ギリシア連合軍救援要請の使節団がアルゴス、シケリアー、ケルキュラ、クレーターへ派遣された。シケリアーへ派遣された使節団は僭主ゲローンとの交渉を行うが、僭主は連合軍の指揮権を握れないことを悟ると、援軍の要請を拒絶し、デルポイに使節を派遣して戦況を見守りギリシア軍敗北の際にはペルシアへ服従の意を伝えるという方策をとった。この大役を命ぜられたのは、シケリアー在住のコース

人カドモスであった (7.157-163)。ヘーロドトスはこのカドモスという人物の話を七、一六四に挿入する。カドモスはコースにいた時、父から僭主の地位を引き継いだ。しかも、その僭主政は安定していて何の危険もなかった。だが、四九〇年代に彼は自ら進んで正義感から、

ἐς μέγαν κῆρον καταβείν την ἀρχήν οἴχεται ἐς Λυκαῶνιν
(7.164.1)

支配権をコース人全体の中に置いて、シケリアーに行った

このように安定した僭主政下で全くの正義感から僭主の地位を自発的に退位したという話を、Maced は全く事実ではないしもっともらしい作り話ですらないという。他方で Robinson は、年代とアリストテレスの言及、そして「真ん中に置く」という表現を根拠に、デーモクラティアーの可能性が高いという。⁽³¹⁾

当時のコース政体に関する記述は短く、前述の二例のように新政体設立を示唆する何らかの語句もみられない。だが逆に、「支配権をコース人全体の中に置く」という表現で済まされているのは、その具体的な意味がギリシア人にとって周知であったから、とも考えられよう。この議

論は推測の域を出ないが、少なくとも、カドモスが支配権を放棄しコースを離れたこと、その支配権が置かれたのは「コース人全体の真ん中」であったことは確認できる。つまり、支配権は他の誰かの専有物にはなっていないのである。従って、コースで政体変革が起こったと考えてよいのではなからうか。また、ヘーロドトスはカドモスを「正しい人」と評価する。ゲローンがカドモスを使節に任命したのは彼の正義感によってであったし、ギリシア勝利後シケリアーに戻ったとき、彼がペルシアとの交渉用に持たされた大金をそっくりそのまま持ち帰ったことを、ヘーロドトスは褒め讃える(1164a3)。彼にとって「支配権を真ん中に置くこと」はカドモスの「正しさ」の一つであり、この見解は前述のマイアンドリオスへの評価と同じである。

以上三ポリスの政体すべてがデーモクラティアーであったと史的に証明されるならば、「支配権を市民全体の真ん中に置く」という表現をデーモクラティアー設立と同一視できると言えよう。反対に、すべてがデーモクラティアーでないとするれば、ヘーロドトスが「真ん中に置く」と言った意図を再考すべきであるし、また二つの言い方が異なる

意味であると解すべきであろう。現存史料の乏しさから明確な証明も反証も不可能であるが、少なくとも、以上三ポリスの実例の検討により「支配権を真ん中に置く」という表現について、次のことが理解できたと思われる。第一に、キュレーネーとサモスの例において顕著であったが、その表現は単なる王政・僭主政の放棄にとどまらず、新政体設立の文脈で用いられていた。⁽³²⁾第二に、前支配者が保持していた支配権が置かれたのは、三例とも市民全体の真ん中であつた。第三に、サモスとコースの例から、その行為はヘーロドトスにとって「正しいこと」であつた。それでは続いて、政体論の一文を考察することにしよう。

第二節 オタネースの唱える政体

「ギリシア政治哲学の起源」⁽³³⁾とも称されるペルシア人貴族による論争(五二一年頃)は、ペルシアに樹立すべき政体を主張し合うものである。そして、オタネース、メガビュゾス、ダーレイオスによる演説はそれぞれ、デーモクラティアー、オリガルキアー、モナルキアーを称賛すると一般にみなされてきた。⁽³⁴⁾その中でオタネースの演説は、支配者の質ではなく権力の性質という点から政体を分析して

いるという理由で高い評価を受けているが、⁽³⁵⁾ヘーロドトスはオタネースの提言引用直前で、次のように言及する。

‘Οὗτως μὲν ἐκέλευε ἐς μένου Πέλοποι καταβείναι τα ποτήλια, λέγων ταῦδε’ (380.2)

オタネースはペルシア人全体の真ん中に国事を置くことを提案して以下のことを話した。

この文における「ペルシア人全体の真ん中に国事を置く」という言い回しは、デーモクラティアー設立と同一視してよいであろうか。三者の演説とヘーロドトスによる他の箇所からの言及をもとに、オタネースの主張する政体について検証してみよう。

まずは、オタネースの発言内容である。彼は自らの主張する政体を「多数者支配 (πλήθος ἀρχον: 380.6)」と言い、それはつまり「多数者の地位を高めること (τὸ πλήθος ἀείψαι: 380.6)」であった。⁽³⁶⁾その政体には「イソノミアー (ἰσονομία) という最も美しい名前」(380.6)があると称賛するが、その行為主体はあくまで「多数者 (τὸ πλήθος: 380.6)」であった。続いて、寡頭政を支持して発言したメガビュゾスは、オタネースのいう政体を「多数者に権力を任せること (ἐς τὸ πλῆθος φέρειν τὸ κράτος: 381.1)」と述

べ、またその主体を「市民団 (δημος: 381.2, 3)」とみなす。最後に君主政を主張したターレイオスも、「市民団支配 (δημος ἀρχον: 382.4)」を批判し、その政体の権力保持者を「多数者 (τὸ πλήθος: 382.1, 2)」⁽³⁷⁾「市民団 (δημος: 382.1, 4, 5)」と呼んだ。⁽³⁸⁾

次に、ヘーロドトスの言及をみる。三者の演説直後、論争の結末描写で「オタネースはペルシアにイソノミアーを創ろうと熱望していた (Πέλοποι ἰσονομίην σπεύδων ποιῆσαι) が敗れた」(383.1)と、ヘーロドトスは説明する。そして、六、四三、三が重要である。ここは、ペルシア人マルドニオスがイオニア諸ポリスで行ったことを、ヘーロドトスが語るところである。マルドニオスは僭主政を廃止して「イオニア諸ポリスにデーモクラティアーを設立した (δημοκρατίας καίοντα ἐς τὰς πόλεις)」と彼は言う。そして、彼はこの出来事を話す直前で一言付言する。「ペルシアをデーモクラティアーにすべきである (χρεὸν δημοκρατεῖσθαι Πέρσας)」という考えをオタネースが示したことを受け入れられないギリシア人には、大いに驚くべきことを話そう」(643.3)と。以上より、論争自体の言葉からもヘーロドトスによる言及からも、オタネースがデーモ

クラティアアー樹立を提言した、とヘーロドトスが述べていることは間違いないと言えよう。

またオタネースの意見提示後、メガビュゾスの提言引用直前の文章も注目値する。そこでヘーロドトスは「メガビュゾスは(国事もしくは支配権を)寡頭政に任せることを提案して、⁽⁴¹⁾以下のことを話した」と述べ、彼の寡頭政提案が明言されている。⁽⁴¹⁾政体論中の三演説そのものは、それぞれ短いながらもレトリックに富んだ文章である。同様に、その前後における地の文も慎重に言葉が選ばれたと思われる。そして、ヘーロドトスでは段落を導く文章が後に続く説明を要約している、⁽⁴²⁾ということはしばしば指摘されている。それ故、ヘーロドトスによるオタネース提言の導入文は、メガビュゾス演説の導入文と同様に、新政体設立をヘーロドトスが言及した文章であると私には思われる。すると、先ほどオタネースのデーモクラティアー設立提言が確認されたことをふまえると、「国事をペルシア人全体の真ん中に置く」という言い回しは、「ペルシアをデーモクラティアーにする (*δημοκρατεῖσθαι Πέρσας*)」あるいは「ペルシアにデーモクラティアーを設立する (*δημοκρατίην καταστήναι ἐς Πέρσας*)」あるいは「デーモクラティアー

に任せる (*δημοκρατίην ἐντρέφειν*)」などの意味を表すと考えてよいであろう。⁽⁴³⁾

ところで、オタネースの演説において、デーモクラティアーという語もその動詞形も出てこないのはなぜであろうか。さらには、なぜオタネース演説導入文でもヘーロドトスは使用しなかったのであろうか。確かに、ヘーロドトスにおいてデーモクラティアーとその動詞形は四例しかなく、彼にとっては比較的常用しない言葉であるといえる。Sodley は、数少ないこれらの使用法を考察し、ヘーロドトスにおいてデーモクラティアーという語は、会話文では弱い軽蔑の意味(4.137.2)、地の文では中立的意味(6.43.3, 6.31.1)として用いられている。そして、称賛の際にはイソノミアーやイセーゴリアーのような美しい言葉が好んでいると解する。⁽⁴⁴⁾だが、彼の説は第一の問題を説明し得ても、第二の問題に何ら答えてはいない。というのは、オタネース演説導入文こそまさに中立的意味にはふさわしい箇所であるにもかかわらず、デーモクラティアーやその動詞形が用いられていないからである。⁽⁴⁵⁾このように第二の問題はかなり説明し難いように思われる。従って、私は次のような可能性を提示するにとどめる。すなわち、ペルシア人によ

る政体論の史実性は、ヘーロドトスの時代から疑われてきた。彼自身その批判に気づいていて、ギリシア人の中にはその議論が「信じ難い」(388b) という人々もいる、と記している。そして何より、その直後で「だが、実際に話された」(380a)と強調することや、先述の六、四三、三から分かるように、彼自身は真贋性をかなり気にして、疑いの目を向ける人々に対して相当注意を払っている。⁽⁴⁶⁾それ故、『歴史』の読み手もしくは聞き手に一層信用してもらおうという意図から、演説の導入部で故意にデモクラティアーもしくはその動詞形を用いなかった、ということ⁽⁴⁷⁾は可能性がないとはいえないであろう。

さて、第一節で考察した三ポリスにおいては、支配権が置かれたのは市民全体の真ん中であり、しかもその表現は新政体設立の文脈で使用されていた。そして、政体論におけるオタネース演説導入文を検討した結果、「ペルシア人全体の真ん中に国事を置く」という表現は、ペルシア政体を王政からデモクラティアーに変革することを意味すると理解できた。従って、「支配権を真ん中に置く」という表現は、『歴史』全九巻中わずかに四度しか出てこないが、

ヘーロドトスにおいては政体的変革、しかもデモクラティアー設立の文脈で用いられていることを確認できた、と言ってよいであろう。もっとも、政体論においては、この行為が「正しい」ことであるというヘーロドトスに評価は得られなかった。このことは彼自身の思想を探るためには重要な材料になるであろうが、本稿では指摘するにとどめる。また最後に補足すべきことがある。四、一六一、三において、「他の全て (τὰ ἄλλα πάντα)」のあとに「国事 (πολιτεία)」の省略を考えると、取り上げてきた四カ所は真ん中に置かれるもの、つまり目的語が異なっている。具体的には、三、八〇、二と四、一六一、三では「国事」、三、一四二、三と七、一六四、一では「支配権 (δύναμις)」である。確かにこれら二語は厳密には同義とはいえないが、その密接な関係を Cartledge が的確に言い表している。すなわち、ギリシアにおいて既存政体の変革を試みる人々が争い求めたのは、「国事」の「支配権」であった。要するに、「国事」を処理・管理する権限が「支配権」である⁽⁴⁸⁾以上、四つの言い回しはほぼ同一とみなせるのである。

おわりに

「ヘーロドトス『歴史』」のなかで四カ所に記されている「国事の支配権を市民全体の真ん中に置く」という表現が、これまでみてきたようにデモクラティアー設立を意味するならば、このことはデモクラティアーそのものの理解にとって重要な役割を果たすことになるであろう。しかも、その表現はデモクラティアーが他の政体にとって代わったアルカイック期末期の説明に使われているので、デモクラティアーの根本原理を如実に言い表しているとも考えられる。すると、「支配権を市民全体の真ん中に置く」ことが具体的に何を意味するのかを探る必要がある。その意味こそ、デモクラティアーの背後にある本質的な理念とみなしうるからである。

もっとも、私が例示してきた表現とデモクラティアーとの密接な関係は、必ずしも目新しいという訳ではない。これまで「支配権を真ん中に置く」という表現は、ある程度目が向けられることはあった。しかし、その説明の大半は政治的権利をポリスの全市民に分配すること、つまり政治的権利が市民全てに共有されているという平等

(*isomng*) 原理を意味する、という理解であった。⁽⁴⁹⁾ 確かに、デモクラティアーに生来備わっている特徴、それを組織する中心概念が、自由ではなく政治的権利のイソテース、具体的にはイソノミアーやイセーゴリアーであるという見解は、一面では的を射たものである。市民団が国事の処理・管理に最高権力を持つためには、政治的権利が全市民に分配されて共有となり、政治的決定の前に発言する権利が市民すべてに認められる必要がある。⁽⁵⁰⁾

だが、「支配権が真ん中に置かれる」ということは、政治的権利が集団全体の共有となることを意味するだけではない。この表現は、「真ん中」という語が本来もつ空間的意味を考慮するならば、より具体的、直感的理解が可能となる。「市民全体の真ん中」に置かれた支配権は、真ん中を取り巻く市民団にとって可視的存在となり白日の下にさらされることになる。すなわち、モナルキアー・オリガルキアーに付きまとう秘密主義とは対照的に、あらゆる国事の処理・管理が公開され市民全体によって監視されるのである。⁽⁵¹⁾ こうした状況では市民誰もが国事の情報に接近でき、また一時的に情報を独占した市民は報告義務を負うことになる。つまり、「支配権を市民全体の真ん中に置く」とい

う表現は、国事の処理・管理が衆人環視的となる、いわば透明でガラス張りの政治・行政・裁判が実施されるという何を何よりも意味していたと考えられるのである。ヘーロドトスを用語使用の証人として読むことによって、デーモクラティアの背後にある「公開」という根本的理念が浮き彫りにされた、これまで我々が自明とみなしてきた「公開」の根拠が見出されたと言ってもよいであろう。

* 本稿において、古典テキストは *Scriptori greci e latini* シリーズ *Erodoto, Le storie* (但し、第七巻のみ *Rosén, H.B. ed., 1997, Herodoti Historiae*, Stuttgart) に依拠し、作家・作品の略語は *L.S.J.* に、欧文雑誌の略語は *L'Année Philologique* に従った。なお、年代は全ては紀元前である。

(1) 周知のようにギリシア初期政治思想において、政体 (*politeia*) は支配者の数によって、一人支配、少数支配、全員 (多数) 支配に三区分される。この現存最古史料は、*P. P. 2.89-88* である。そこでの言葉が暗示的なので、執筆時期の四八〇年代には政体三区分がすでにギリシア世界に流布していた可能性は大きい。cf. *Sealey (1987) 97*.

(2) 今日では政体論が五二二年実際に行われたと主張する

人はいないが、もとの話の起源やヘーロドトスが影響を受けた対象はいまだ論争中である。例えば政体論のギリシア起源説としては *Howald (1944) 39*; *Sinclair (1951) 36*; *Connor (1971) 199* など、他方でヘルシア起源説としては *Apfel (1957) 94-96*; *Ostwald (1969) 178*; 藤縄 (1989) 83-84; *Sancisi-Weerdenburg (1993) 159* などがある。私はどちらの説に与するか判断しかねるが、これらの論争に対して一っだけ言えることがある。すなわち、三人が一人ずつ主張を展開するという論争形態に関して、ソフィスト、とりわけプロタゴラスの方法を踏襲しているとの見解は、ギリシア政治社会の実践を軽視している。つまり、民会における審議過程こそ、政体論の構成に影響を与えていると思われるのである。

(3) ex. *Robinson (1997) 14-15*; *ラッス (1998) 29-31*.

(4) *Hansen (1999)* は近年のこうした研究の代表と言える。

(5) デーモクラティアという言葉自体が現存史料中最初に現れるのはヘーロドトスである。著書の成立については執筆が統一的だったか否かの点で見解が分かれているが、大まかに言えば、四五〇年から四二五年の間である。執筆過程に関する代表的な説は、藤縄 (1989) 506-512 参照。

また、デモクラティアーという語の成立時期は、最も古い年代を唱える Hansen (1999) 70 によれば、四六〇年代以前に存在しなかったことを示す特別な理由はないという。

言葉の新造年代に関連して諸ボリスにおけるデモクラティアー政体出現の問題があるが、政体成立年代の決定にはデモクラティアーの必須要因を何とみるかこそ重要であろう。cf. Martin (1974) 5. 語の起源は Sealey (1987) 102; Hansen (1999) 69-71 参照。政体出現に関しては、マナーナイが創造したという通説に対して、Robinson (1987) の体系的研究が六世紀中頃にはギリシア諸ボリスで出現していたと論じる。

(6) 同様の研究態度は Manville (1990); Morris (1996) に おいてみられる。

(7) 語源的には、イソノミアは *isos* (平等な) と *nomos* (分配する) もしくは *nomos* (法) の合成語、イセーゴリアーは *isos* と *agoreuein* (発言する) の合成語であり、前者は政治的権利の平等分配もしくは法の前の平等、後者は民会などにおける発言権の平等を意味する。

(8) cf. Finley (1981) 84, Ste Croix (1981) 285, Mulgan (1984) 12; Saxonhouse (1996) 33.

(9) cf. Asheri (1990) 298.

(10) cf. Sealey (1989) 99.

(11) cf. Robinson (1997) Ch. 2, esp. 14, 44, 62. 彼は、

(一) 古代史料の情報不足を古代と現代との民主政の共通要素を考えることによって補うこと、(二) 政体の定義が古代において徐々に変化した点を考慮することに留意し、

ギリシア文献史料 (A., Hdt., Ps.X, E., Th., Arist.) と Dahl に *poly democracy* の五基準とを統合して定義した。

(12) Saxonhouse (1996) 31-67. 彼女のヘーロドトス研究は鋭い洞察力でなされている。『歴史』の主題は一般にペルシアの隷属支配とギリシアの自由の対比とされるが、著作を通してヘーロドトスの焦点は平等原理にあると彼女は言う。すなわち、ギリシアに限らず各地の慣習に対するヘーロドトスの評価を見ると、自然的であれ人工的であれ、平等を作り出すもしくは維持する慣習をヘーロドトスが称賛していることが理解できるのである。

(13) 私のとらえようとする思想が、本当に当時(作品が扱われている六世紀後半から五世紀初め、もしくは著作が書かれた五世紀中後期)のギリシア世界の表現と一致するのは問題となるかもしれない。だが、ヘーロドトスがギリ

- シア各地を歴訪したこと、そして何より自著の朗読で報酬を得ていたことを考慮すればよいであろう。cf. Bury (1909) 65 n. 3; 藤縄 (1985) 115-117; Plu. *De Herodoiti maigniate*, 26. また、アリストパネス喜劇において『歴史』の一部がペロデーイ化されていることは、ヘーロドトスの話がアテーナイ人に流布していたことを示している。cf. 藤縄 (1989) 392-395.
- (14) Robinson (1997). 彼はアルカイック期の十八ポリスが自らの定義に当てはまるか否かを考察し、十八ポリス中十一ポリスがデーモクラティアーとみなし得ると結論する。
- (15) Robinson (1997) 103-108, 118-120.
- (16) 41611: *δύναμις τῶνον καταστάσεις καὶ λαοὶ αὐτοῖσιν*. *καταστάσεις* の解釈は Shuckburgh (1906) 227 に従う。
- (17) 各部落の成員問題については、Chamoux (1953) 140; Ostwald (1969) 163-164; Robinson (1997) 105; Mitchell (2000) 87-88 参照。
- (18) Chamoux (1953) 139. cf. Robinson (1997) 105-106 について対し、Ostwald (1969) 166 や Robinson (1997) は史実に基づくべきとみなす。また、Lévéque et Vidal-Naguet (1964) 67 では、ヘーロドトスは「少し軽率に」その政体をデーモクラティアーとみなしたという。
- (19) cf. Chamoux (1953) 141; Ostwald (1969) 164; Mitchell (2000) 88.
- (20) Robinson (1997) 106-108. また、Grene (1987) 341 n. 61 は、デーモノナクスの改革をモナルキアーからデーモクラティアーへのギリシア政体の典型的変化とみなす。
- (21) *καθίστημι* の *οὐκεία* の主語は「キレネー人全体である」。
- (22) Fouglères (1898) 334 n. 5.
- (23) 同等の人々 (*ὄμοιος*) については、Vernant (1962) 127; Deienne (1967) 95 参照。
- (24) ヘーロドトスにおけるインノシアーについては、Ostwald (1969) 107-113 参照。彼はヘーロドトスにおけるこの語はデーモクラティアーの原理を表すと解する。
- (25) ギリシア初期の王や僧主は一般に祭司職と王位とを保持するものが多かった。cf. Arist. *Pol.* 1285b15-19; Rawlinson (1875) III 136-7 n. 2.
- (26) cf. Raaflaub (1985) 139. 他方、Ostwald (1969) 165; Robinson (1997) 118 は史実に基づくべきと考える。

(27) 3.143.1: *ἄλλος τὸς ἀντ' αὐτοῦ νῦν ἄνθρωπος καταστρέφεται.*

(28) cf. Ostwald (1969) 108; Robinson (1997) 119.

(29) cf. 松平 (1971) 上379; Cosattii (1980) 107; Saxonhouse (1996) 35; 仲手川 (1998) 33 Ostwald (1969) 107 は、この表現が政体的革新を表すと考え、さらに「全市民の集会」という言葉を重視して、新政体をデーモクラティアと解する。

(30) cf. Bähr (1856) II 266. 会計報告は僭主には不要、逆にデーモクラティアでは当然である。cf. 3.80.6. また、マイアンドリオスは会計報告すると市民の有力者を次々と喚ぶ(3.143.1) わけだが、デーモクラティアなら集会でなされるべきものを、密室で一人一人に対して行ったことから、デーモクラティアと僭主政との対比がみられる。

(31) Macan (1908) 229; Robinson (1997) 103-104 は、カドモスが僭主であった四九〇年代後半とマルドニオスによるイオーニア諸ポリスのデーモクラティア設立とが同時期であり、Arist. Pol. 1304b21-28 の言及が四九〇年代と文脈上一致すると解する。

(32) ギリシア散文において「新政体設立」の意味で用いられる動詞は、両例でみられた *καθίστημι* である。cf. Ost-

wald (1969) 108.

(33) How and Wells (1928) I 278.

(34) cf. Saxonhouse (1996) 49-50. 七人の貴族は「国事全づつて」(*πρὸς τῶν πέντων κοινὰ τὰ πάντα*: 3.80.1)「つまり「政体について」話し合った。cf. Cosattii (1980) 90; Seneale (1981) 76; Saxonhouse (1996) 49.

(35) Kagan (1965) 89-90. 逆に、デーモクラティアについての消極的議論にすぎないという低い評価もある。cf. Flory (1987) 131

(36) これらの表現をもとに、仲手川 (1998) 25-26 は、オタネースの主張はペルシアを王政からデーモクラティアにすることを意味したと解する。

(37) 周知のように、デーモスには「市民全体、市民団」という意味の他に、「非エリート市民の多数、民衆、貧民」という意味がある。後者の意味は、プレートスにもあるが、デーモスやプレートスをこの意味で用いるのは、主として五世紀末から四世紀のデーモクラティア批判者たちである。cf. Hansen (1999) 69, 125. 従って「語」とも「市民全体」の意味と解すべきであろう。cf. Bryce (1921) I 23; Sinclair (1951) 36-37. ただし、メガビュソとダーレイ

オスはデーモクラティアー批判者であり、彼らの使用が後者の意味である可能性は捨てがたいが、この問題は熟考の余地があるので、本稿では便宜的にプレートスを「多数者」「デーモスを」「市民団」と「三者統一して訳出した」。

- (38) メガヒュソスとダーレイオスによるデーモスという語の使用に対して、オタネースはそれを用いずに議論する。Apfel (1957) 60 は、社会的蔑称としての性格を持つデーモスという語をオタネースは意図的に避けたという。

- (39) 管見の限り、オタネースのデーモクラティアー提唱に異議を唱える人はみられない。cf. Lévêque et Vidal-Naquet (1964) 28; Ostwald (1969) 107; Sealey (1987) 98; Robinson (1997) 48-50; 藤縄 (1989) 82; 仲手川 (1998) 25-26.
(40) cf. Macauley (1890) 153; Stein (1893-1908) III 92; Cosatti (1980) 91.

- (41) 381.1: *Μεγάβυλος δὲ ἀνταγωνίζεσθαι ἐπιτρέψαι, λέγων τάδε*. 一方、ダーレイオスの発言直前では、君主政支持は全く言及されていない (*ταῦτος δὲ Δαρείος ἀνεδείκνυτο τῷαυτῷ, λέγων* 382.1)°。だが、話の流れを考えれば、また、ダーレイオス王という存在が周知の事実であること、を踏まえれば、説明があるとかない感じを受けるであろう。

- (42) cf. Fornara and Samos (1991) 166-167.

- (43) 数あるヘーロドトスの翻訳・注釈書の中でこの文をデーモクラティアー設立と解したのは、Sélincourt (1954) 187, Annibaletto (1956) 309, Cosatti (1980) 90; Sensale (1981) 76; Newmyer (1986) 44. ニチン訳は *impe-rium summum Persis in medio deponere* と逐語的である°。Wesseling et Valckenaer (1763) II 104 他の翻訳・注釈書の大半は「ペルシア人の共有にする」「ペルシア人全体に渡す（与える・委ねる）」と解するが、これらは全てデーモクラティアー樹立が含意されていると思われる。

- (44) cf. Sealey (1987) 98-100

- (45) また、Connor (1971) 202-204 は、ヘーロドトスはデーモクラティアーの代わりの言葉を多く持っていて、それらを熟慮の上を選び使用したという。そして、政体論においては *δηλον δοξος* (382.4) と *λαονομία* (383.1)こそデーモクラティアーが適切な箇所であるというが、彼もまたオタネース演説導入文を全く考慮していない。

- (46) ヘーロドトスが批判・反論を想定する言及は、他に I.193.7.139° cf. 藤縄 (1989) 391.

- (47) 六・四三・三におけるヘーロドトスの執筆上の注意点

は、政体論の語自体はちよいとなれど、この「タキ」
 の主張を一文で明白に解説する、という点で、ある点で

(48) Cartledge (2000) 12-13. cf. 3.53.1: τὰ πονήματα
 ἐπορεύ τε καὶ ὀλέειν, 6.83.1 ἔργον πάρα τὰ πονήματα
 ἀγορεύς τε καὶ ὀλέουρες. 等、植民四十參照。

(49) cf. Ostwald (1969) 108; Fornara and Samos (1991)
 167; Saxonhouse (1996) 35, 50.

(50) cf. Finley (1981) 84; Ste. Croix (1981) 285; Mulgan
 (1984) 12-13; Saxonhouse (1996) 33. 等、この「田」は
 耕作方式、デモクラシーの展開に、ある点で、民衆の政
 治、すなわち「政治」の展開に、ある点で、関係する。

Pol. 1291b33, 1318d9.
 (51) cf. Vernant (1962) 46; Detienne (1967) 91; Brock
 (1991) 167.

【文種表】

Anibaletto, L. trans (1956) *Erodoto: Le storie* (Milano).
 Apffel, H. (1957) *Die Verfassungsdebatte bei Herodot* (3,
 80-82) (Erlangen, repr. New York 1979).
 Asheri, D. ed. (1990) *Erodoto, Le Storie: libro III* (Roma).

Bahr, J.C.F. (1856-1861) *Herodoti Halicarnassensis musae*,
 4 vols (Leipzig).

Brock, R. (1991) 'The Emergence of Democratic Ideol-
 ogy' *Historia* 40, 160-169.

Byce, J. (1921) *Modern Democracies*, 2 vols (New

York) [= 『現代民主政治』 谷口武雄 (訳) 文庫 1929)]
 Bury, J.B. (1909) *The Ancient Greek Historians* (London)

[= 『古代ギリシアの歴史家』 谷口一十郎 (訳) 未来社
 1966)]

Cartledge, P. (2000) 'Greek political thought' in Rowe, C.
 and Schofield, M. eds. *The Cambridge History of Greek
 and Roman Political Thought* (Cambridge), 11-22.

Chamoux, F. (1953) *Cyrène sous la monarchie des Batia-
 des* (Paris).

Connor, W.R. (1971) *The New Politicians of Fifth-Cen-
 tury Athens* (Princeton).

Corcella, A. ed. (1993) *Erodoto, Le Storie: libro IV*
 (Roma).

Cosatti, A. ed. (1980) *Erodoto: Pagine scelte: libri I - IV* (Mi-
 rano).

- Deienne, M. (1967) *Les maîtres de vérité dans la Grèce archaïque* (Paris).
- Finley, M.I. (1981) *Economy and Society in Ancient Greece* (London).
- Flory, S. (1987) *The Archaic Smile of Herodotus* (Detroit).
- Forriara, C.W. and Samons, L. J. (1991) *Athens from Cleisthenes to Pericles* (Berkeley).
- Fougrès, G. (1898) *Maninée et l'Arcadie orientale* (Paris)
- Grene, D. trans. (1987) *Herodotus: The History* (Chicago).
- Hansen, M.H. (1999) *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes* (Norman, 2 nd edn).
- How, W.W. and Wells, J. (1928) *A commentary on Herodotus*. 2 vols (Oxford. 2 nd edn)
- Howald, E. (1944) *Vom Geist antiker Geschichtsschreibung* (München).
- Kagan, D. (1965) *The Great Dialogue* (New York).
- Lévyque, P. et Vidal-Naquet, P. (1964) *Clisthène l'Athénien* (Paris).
- Macan, R.W. (1908) *Herodotus: the seventh, eighth, and ninth books*, 2 vols (London, repr. New York 1973).
- Macaulay, G.C. ed. (1890) *Herodotus: Book III* (London).
- Manville, P.B. (1990) *The Origins of Citizenship in Ancient Athens* (Princeton).
- Martin, J. (1974) 'Von Kleisthenes zu Ephialtes' *Chiron* 4, 5-42.
- Mitchell, B. (2000) 'Cyrene' in Brock, R. and Hodkinson, S. eds. *Alternatives to Athen* (Oxford), 82-102.
- Morris, I. (1996) 'The strong principle of equality and the Archaic origins of Greek democracy' in Ober, J. and Hedrick, C. eds. *Demokratia* (Princeton), 19-48.
- Mulgan, R. (1984) 'Liberty in Ancient Greece' in Pelczynski, Z. A. and Gray, J. eds. *Conceptions of liberty in political philosophy* (London) [= 『自由論の考察』 政治思想・主義の発展 (上巻) 1987], 7-26.
- Newmyer, S. T. (1986) *Herodotus: Book III* (Bryn Mawr).
- Ostwald, M (1969) *Nomos and the beginnings of the Athenian democracy* (Oxford).
- Raaflaub, K. A. (1985) *Die Entdeckung der Freiheit* (München).

Rawlinson, G. trans. (1873) *The History of Herodotus*, 4 vols (London, 3rd edn).

Robinson, E. W. (1997) *The First Democracies*, *Historia Einzelschriften* 107 (Stuttgart).

Sancisi-Weerdenburg, H. (1993) 'Political Concepts in Old-Persian Royal Inscriptions' in Raaflaub, K. A and Müller-Lückner, E. eds. *Die Anfänge politischen Denkens in der Antike* (München), 145-163.

Saxonhouse, A.W. (1996) *Athenian democracy* (London).

Sealey, R. (1987) *The Athenian Republic* (London).

Sélincourt, A. de trans. (1954) *Herodotus. The Histories* (London).

Sensale, N. ed. (1981) *Erodoto: Il terzo libro delle storie* (Milano).

Shuckburgh, E.S. ed. (1906) *Herodotus: IV Melpomene* (Cambridge).

Sinclair, T.A. (1951) *A history of Greek political thought* (London).

Ste. Croix, G.E.M. de (1981) *The Class Struggle in the Ancient Greek World* (London).

Stein, H. ed. (1893-1908) *Herodotos*, 5 vols (Berlin, rev. edn, repr 1962-63).

Vernant, J.-P. (1962) *Les origines de la pensée grecque* (Paris) [=『ギリシヤ思想の起源』吉田敦彦訳（ちくま書房 1970）]'

Wesseling, P. et Valkenaer, L.C. trans. and eds. (1763) *Herodoti Musae: sive Historiarum libri IX*, 6 vols (Amsterdam, repr. Paris 1816).

仲手川良雄 (1998) 『古代ギリシヤにおける自由と正義』創文社。

藤縄謙三 (1985) 『ギリシア文化の創造者たち』筑摩書房。
藤縄謙三 (1989) 『歴史の父ヘロドトス』新潮社。

松平千秋訳 (1971-1972) <ロッセス『歴史（上・中・下）』岩波文庫。

ランベ C.D. (1998) 『ソフィカル・デモクラシー』加地永都子訳、岩波書店。

〔二〇〇二年三月十四日受稿
二〇〇二年四月三〇日レファリーの審査
をへて掲載決定〕

（一橋大学大学院博士課程）